

多賀城市地域防災計画の修正について

1 地域防災計画の概要と修正の経過

(1) 地域防災計画の概要

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多賀城市防災会議が策定するものです。市域の保全を図り、各種災害から市民の生命と身体、財産を守るため、行政と市民、事業者など関係団体が一体となり、それぞれの持つ能力や機能を発揮し、相互に連携しながら地域防災力を高めることを目的とした計画です。

(2) 修正の経過

多賀城市地域防災計画は、昭和44年10月に当初計画を策定し、その後の国や県の動向に合わせて、これまで9回の修正を行っています。

2 地域防災計画の主な見直し事項

(1) 国の防災基本計画及び県の地域防災計画に関連した事項

令和6年6月に修正された国の防災基本計画及び令和6年11月に修正された県の地域防災計画のうち、市町村に関係する部分について、修正を行うものです。

ア 最近の施策の進展等を踏まえた修正

在宅避難者・車中泊者等が利用しやすい支援拠点の設置等に関する内容について修正するもの

イ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

(ア) 被災地の情報収集及び進入方策

交通の途絶等により地域が孤立した場合の緊急輸送体制（無人航空機等による輸送手段）の確保について修正するもの

(イ) 自治体支援

応援職員等宿泊場所のリスト化等について修正するもの

(ウ) 避難所運営（発災初期からの避難所環境整備）

良好な生活環境を確保するための空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画策定、生活環境の確保（段ボールベッド等の簡易ベッドの設置等）について修正するもの

(エ) 物資調達・提供（運送事業者等との連携）

広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営、必要人員・資機材の確保について修正するもの

(2) 市に関連した事項

中央公園の整備に際し、防災・安全交付金を活用しており、地域防災計画の位置づけが要件となっていることから所要の修正を行うもの

3 地域防災計画修正スケジュール

今回の見直し事項については、国・県の上位計画や法令の改正によるものなど、整合性を図るための修正が大部分であることから、防災会議の会長（市長）による専決での修正を予定しており、会長専決の可否について、今後委員に対し、協議を行う予定です。

時期（予定）	実施事項
令和8年1月下旬	防災会議委員に対し、専決の可否について協議
2月中旬	専決協議回答期限
3月上旬～中旬	最終修正作業
3月末～4月末	地域防災計画修正版印刷製本・配布 ホームページ公表等